

尾三消防組合議会会議録 令和4年12月定例会

招集場所	尾三消防本部庁舎3階議場	書記長 近藤恒明
会 期	自 令和4年12月27日 至 令和4年12月27日	1日間
出席議員数	議員定数15名	
出席議員	1番議員 岡本守直 3番議員 福安金之助 5番議員 近藤千鶴 7番議員 岡崎つよし 9番議員 わたなべさつ子 11番議員 小野田利信 13番議員 若園ひでこ 15番議員 山田達郎	2番議員 広瀬裕久 4番議員 近藤郁子 6番議員 中村めぐみ 8番議員 山田けんたろう 10番議員 福安淳也 12番議員 ごとうみき 14番議員 山下 茂
欠席議員	なし	
説明のため出席した者の職・氏名	管 理 者 小 山 祐 副 管 理 者 吉 田 一 平 副 管 理 者 井 俣 憲 治 消 防 長 酒 井 雄 二 次長兼特別消防隊長 佐野耕三 総務課長 水野徳泰 総務課専門監 松尾孝司	副 管 理 者 小 浮 正 典 副 管 理 者 近 藤 裕 貴 事 務 局 長 竹 内 勇 治 次長兼消防課長 村瀬昭二 次長兼指令課長 宮家美博 会 計 管 理 者 近 藤 昭 博
職務のため出席した総務課職員の職・氏名	総務課主幹 深谷基二 総務課課長補佐 高村篤志	総務課課長補佐 加藤 敦
職務のため出席した者の職・氏名	書 記 長 近 藤 恒 明 書 記 小 林 大 介	
会議録署名議員	13番議員 若園ひでこ	14番議員 山下 茂

会議に付した議案及び審議結果

議案番号	議案名	結果
議案第 17 号	尾三消防組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例	原案 可決
議案第 18 号	尾三消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案 可決
議案第 19 号	尾三消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案 可決
議案第 20 号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	原案 可決
議案第 21 号	令和 4 年度尾三消防組合一般会計補正予算（第 3 号）	原案 可決

令和4年12月尾三消防組合議会定例会会議録

下記議案議決のため、令和4年12月27日午後2時から、令和4年12月尾三消防組合議会定例会が、尾三消防本部庁舎3階議場に招集された。

議事日程

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 議会運営委員会委員長報告 |
| 日程第2 | 管理者あいさつ |
| 日程第3 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第4 | 会期の決定 |
| 日程第5 | 一般質問 |
| 日程第6 | 議案第17号
尾三消防組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第7 | 議案第18号
尾三消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第8 | 議案第19号
尾三消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第9 | 議案第20号
地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 |
| 日程第10 | 議案第21号
令和4年度尾三消防組合一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第11 | 管理者あいさつ |

出席議員（15名）

1 番 議 員	岡本守直議員	2 番 議 員	広瀬裕久議員
3 番 議 員	福安金之助議員	4 番 議 員	近藤郁子議員
5 番 議 員	近藤千鶴議員	6 番 議 員	中村めぐみ議員
7 番 議 員	岡崎つよし議員	8 番 議 員	山田けんたろう議員
9 番 議 員	わたなべさつ子議員	10 番 議 員	福安淳也議員
11 番 議 員	小野田利信議員	12 番 議 員	ごとうみき議員
13 番 議 員	若園ひでこ議員	14 番 議 員	山下茂議員
15 番 議 員	山田達郎議員		

説明のために出席した者の職・氏名（13人）

管 理 者	小 山 祐 君	副 管 理 者	小 浮 正 典 君
副 管 理 者	吉 田 一 平 君	副 管 理 者	近 藤 裕 貴 君
副 管 理 者	井 俣 憲 治 君	事 務 局 長	竹 内 勇 治 君
消 防 長	酒 井 雄 二 君	次 長 兼 消 防 課 長	村 瀬 昭 二 君
次 長 兼 特 別 消 防 隊 長	佐 野 耕 三 君	次 長 兼 指 令 課 長	宮 家 美 博 君
総 務 課 長	水 野 徳 泰 君	会 計 管 理 者	近 藤 昭 博 君

職務のために出席した総務課職員の職・氏名（3名）

総務課主幹	深谷基二君	総務課課長補佐	加藤敦君
総務課課長補佐	高村篤志君		

職務のため出席した者の職・氏名（2名）

書 記 長	近藤恒明君	書 記	小林大介君
-------	-------	-----	-------

◎議長（山田達郎）

令和4年12月尾三消防組合議会定例会を開会するにあたり、一言ごあいさつを申し上げます。議員各位におかれましては、公私とも極めてご多用のところ、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。本定例会に提出されておりますのは、条例案が4件、予算案件が1件の計5件であります。議員の皆さま方には、提案されました議案を慎重にご審議いただきますよう、お願い申し上げます。開会のごあいさつといたします。

現在の出席議員数は15名であります。よって、令和4年12月尾三消防組合議会定例会は成立しております。これより、本日の会議を開きます。はじめに、この定例会では、新型コロナウイルス感染症への対策として、発言は起立せずに着席したまま行っていただきますよう、お願い申し上げます。本日の議事日程は、お手元に配布しました日程表のとおりです。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。監査委員より、令和4年8月分から10月分までの例月の検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配布いたしました。

それでは、これより本日の日程に入ります。

日程第1、議会運営委員会委員長報告、議会運営委員会委員長、近藤郁子議員。

◇議会運営委員会委員長（近藤郁子）

本日、委員5名と管理者をはじめ、議長及び副議長、関係職員の出席のもと、議会運営委員会を開催し、本定例会について協議いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。定例会の会期は、本日令和4年12月27日、1日とすること。また、会議録署名議員は、議長から指名することといたしました。

なお、一般質問につきましては、2名の議員より通告がありましたので、その取り扱いを確認し、申合せ事項のとおり、質問時間は15分以内とし、質問回数は制限のないもの、関連質問は認めないものといたしました。

提出議案につきましては、提案説明の後、質疑、討論、採決の順に行うことといたしました。議案質疑につきましては、1名の議員より通告がありましたので、その取り扱いを確認し、申合せ事項のとおり、同一議案について、質疑時間は15分以内とし、質疑回数は制限ないもの、関連質疑は認めないものといたしました。

なお、委員会の中で議案質疑のあり方について、議案審査の疑義解明のために行うもので一般質問にならないよう行っていただきたいという意見がございましたのでどうぞ皆さまよろしくお願いいいたします。以上でございます。

◎議長（山田達郎）

日程第2、管理者あいさつをお願いします。小山祐管理者。

○管理者（小山祐）

開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。本日ここに、令和4年12月尾三

消防組合議会定例会を招集しましたところ、議員各位並びに関係諸氏におかれましては、公私ともご多用の中、ご参集を賜り心から厚くお礼を申し上げます。議員各位におかれましては、日頃より尾三消防組合の発展のため、適切なご指導とご協力をいただいていることに心から感謝申し上げます。

さて、今回の定例会における提出議案は、条例改正4件と、補正予算1件の計5案件でございます。どうか慎重なるご審議を賜りまして、全議案可決いただきますよう、お願い申し上げます、開会のあいさつとさせていただきます。

◎議長（山田達郎）

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、尾三消防組合議会の会議に関する規則第53条の規定により、議長から13番若園ひでこ議員、14番山下茂議員、以上お二人を今回の会議録署名議員に指名します。

日程第4、会期の決定を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

◇各議員

異議なし

◎議長（山田達郎）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5、一般質問を行います。通告により発言を許します。9番わたなべさつ子議員。

◇議員（わたなべさつ子）

9番わたなべさつ子です。一般質問を行います。令和4年12月8日愛知県知事から各市町村に愛知県医療ひっ迫防止緊急アピールに基づく感染防止対策について通知がされました。県は、10月1日から厳重警戒での感染防止対策による感染拡大抑制に取り組んできたが、11月1日から新型コロナウイルス感染の第8波に入る。新規陽性者の増加に伴い、病床使用率が高い数字に加えてこれからの季節性インフルエンザとの同時流行等による医療の逼迫が懸念されています。

そこで質問をいたします。新型コロナウイルス感染症について(1)コロナ第7波の出勤件数はどのような状況でしたか。(2)6月21日から10月31日の間における救急搬送困難事例は何件ありましたか。(3)コロナ第8波はどのような状況ですか。(4)コロナ第8波の救急困難事例はどのような状況ですか。お答えくださいお願いします。

◎議長（山田達郎）

答弁、酒井消防長

○消防長（酒井雄二）

消防長、酒井。愛知県では、6月21日から新型コロナウイルス感染症の第7波、11月1日から第8波に入ったと発表されておりますので、その間における件数等を、12月15日時点の数値でお答えいたします。1点目の第7波における取扱件数は、自宅療養者をはじめ、病院間の移送、事後判明事案、結果的に不搬送になった事案も含めまして、6月は21日から10日間で9件、7月は86件、8月は169件、9月は59件、10月は18件ございました。2点目のこの間における救急搬送困難事例は、国の調査に基づき、救急隊による医療機関への受入れ照会回数が4回以上、かつ、現場の滞在時間が30分以上の事案を対象に月別で統計を取っており、6月は0件、7月は7件、8月は45件、9月は10件、10月は3件でございました。

次に、3点目の第8波における取扱件数ですが、11月は61件、12月は64件でございます。最後に、4点目の第8波における救急搬送困難事例につきましては、11月が9件、12月が18件でございます。以上です。

◎議長（山田達郎）

9番わたなべさつ子議員。

◇議員（わたなべさつ子）

では、第8波における医療機関との交渉で、最も多い回数は何回ですか。また、出勤から帰署までの最長時間はどのくらいですか。2、先ほどの答弁で事後判明事案とありましたが、どのような事案ですか。件数も含めてお答えください。

◎議長（山田達郎）

村瀬次長兼消防課長

○次長兼消防課長（村瀬昭二）

次長兼消防課長、村瀬。1点目の第8波における最も多かった医療機関との交渉回数は9回で、半田市内の医療機関へ搬送した事案になります。次に、出勤から帰署するまでの最長時間は281分で、この事案は腰部痛の傷病者を知立市内の医療機関へ搬送後、新型コロナウイルス感染症の陽性と判明したため、結果的に豊田市内の医療機関へ転送となったもので、陽性判明後の医療機関の選定に時間を要した事案になります。

2点目の事後判明事案ですが、これは傷病者の方に接触した段階では陽性かどうか判明しておらず、医療機関へ搬送後、検査で陽性が判明した事案で、第7波では145件、第8波では48件でございました。以上です

◎議長（山田達郎）

次に、12 番ごとうみき議員

◇議員（ごとうみき）

ごとうみきです。それでは、通告に従いましてお願いいたします。まず初めに、消防署周辺の環境整備についてです。日進消防署前の道路が渋滞し、緊急車両がスムーズに右折できない、出動できない場面が見受けられました。日進消防署前の停車禁止エリアを反対車線側にも拡大できないでしょうか。

◎議長（山田達郎）

答弁、竹内事務局長。

○事務局長（竹内勇治）

事務局長、竹内。規制標示につきましては、公安委員会の所管になりますが、これまでの当消防本部の事例で見ますと、反対車線に規制標示を設置していただけるのは、大型車両で左折して出動する際に反対車線に入ってしまう場合及び反対車線側が日常的に渋滞している場合に設置が認められております。ご質問の日進消防署前につきましては、片側 2 車線であり、反対車線に入ることなく左折することが可能ですので、反対車線に規制標示の設置は必要ないものと考えております。

しかしながら、議員の言われるとおり、反対車線側の渋滞が消防署の前まで続くこともございますので、その際はサイレンの鳴動に合わせ、車載マイクでアナウンスをさせていただき、通行にご協力をいただいております。以上です。

◎議長（山田達郎）

12 番ごとうみき議員。

◇議員（ごとうみき）

今のご答弁で反対側にも設置が認められる場合は、2 つ言われました。左折する場合に反対車線に入ってしまうということと、あと日常的な渋滞の場合だということですね。例えば、名古屋市の広小路通り沿いの消防署前では、消防署側の 3 車線と反対側の 3 車線の計 6 車線分が規制表示されています。私たちの管内の消防署の出動に関しても、よりスムーズに右折できるように関係機関とも今後話し合っていたきたいと私は思いますのでよろしく申し上げます。再質問ですけど特に休日ですが県道はいつも混みます。日進消防署から出動する緊急車両が渋滞の影響を受けています。またあのエリアは今後道の駅が計画されています。この道の駅は現在大型車 19 台、普通車 147 台の駐車場完備の計画が示されています。今後の更なる交通渋滞の影響をどのように考えられているのでしょうか。

◎議長（山田達郎）

答弁、水野総務課長

○総務課長（水野徳泰）

総務課長、水野。従来どおり通行に協力をいただきながら運用をしておりますが、道の駅のオープンに伴い、交通量が現状よりも増加することも考えられますので、今後の状況に応じて、計画主体である日進市と情報交換をしております。以上です。

◎議長（山田達郎）

12番ごとうみき議員

◇議員（ごとうみき）

先日も、この日進消防署前の道、両車線とも渋滞をしていて、緊急車両が中央分離帯のところで曲がれずに止まっていました。目撃した市民の方からもサイレンをならしても進んでいかないと不安の声が寄せられています。ぜひ、この道の駅のオープンを待たずしても今からでも対策を進めていただきたいと思います。

また、日進消防署側の消防署の方の現在ある規制表示も薄くなって今日立たなくなっています。再度書き直していただきますよう、消防署の方から関係のところに言っていただきたいと思いますというふうに申し添えます。

続きまして質問項目の2番、消防力の強化についてです。コロナの影響も先ほど引き続き第8波も深刻な影響が実態がわかりましたけれど、そういうことも踏まえて管内の現状の管内の変化とそれに伴う消防職員の増員の必要性について、どのように検討されているかをお聞きします。まず1点目、管内人口の推計と増加する消防需要をどのように分析されているのでしょうか。

◎議長（山田達郎）

答弁、竹内事務局長。

○事務局長（竹内勇治）

事務局長、竹内。現在、尾三消防組合消防力整備計画第8次の間見直しを行っており、その中で、今後の消防需要の傾向を把握するため、管内の将来推計人口や救急件数などの推計について分析をしております。

その分析では、組管内の将来推計人口は緩やかな増加傾向を示すと予測しており、令和4年4月1日現在では管内人口はおよそ32万7千人でしたが、令和12年には33万人から35万人程度になると見込んでおります。特に、高齢者人口も増加することから、救急件数は今後増加すると予測しており、令和3年の救急件数の実績は1万1,101件でしたが、令和12年には1万5千件に達すると見込んでおります。以上です。

◎議長（山田達郎）

12番ごとうみき議員

◇議員（ごとうみき）

ありがとうございます。人口の増加することながら救急件数の増加も見込んでいるとのこと。この救急の需要は約年間で4000件増えるとの見込だと示されました。令和3年中のみよし市の救急出動件数が1,989件とのことですから、この2倍の数が増えるとの見込みです。ぜひ、この増加に見合った救急隊や救急車を増やしていただきますようお願いいたします。続けて、防火対象物の増加状況についてはどのようなのでしょうか。

◎議長（山田達郎）

答弁、酒井消防長

○消防長（酒井雄二）

消防長、酒井。消防広域化初年度である平成30年4月1日時点では、管内5市町における防火対象物数は、9,755件でしたが、令和4年4月1日現在では、10,224件となっており、広域化後の4年間で、469件増加している状況でございます。以上です。

◎議長（山田達郎）

12番ごとうみき議員

◇議員（ごとうみき）

これは、今後も増えていくというふうな見込みでしょうか。

◎議長（山田達郎）

答弁、佐野次長兼特別消防隊長

○次長兼特別消防隊長（佐野耕三）

次長兼特別消防隊長、佐野。管内では、区画整理事業等の施行中及び計画があることを把握しており、新たな宅地供給が今後も続いていくことから、消防広域化後の防火対象物の増加状況を鑑みますと、増加していくと見込んでいます。以上です。

◎議長（山田達郎）

12番ごとうみき議員

◇議員（ごとうみき）

ありがとうございます。やはりこの増加傾向に伴う消防力の強化をどうしていくのかということが私たちの課題だと思います。また、防火対象物の増加に伴う、もちろん消防車も必要ですけど、私は予防部門の体制強化も必要だと考えます。尾三消防組合の整備計画第8次の中間見直しを先日いただきましたが、これによりますと広域化後みなさんのご尽力で、積極的な査察の成果があげられていました。防火管理者の選任届や消防用設備等点検報告などの届出が改善され、成果があがっているということが書かれていました。査察規定により、全ての防火対象物の査察を定期的の実施していただいています。この対象物が今後増えていくということですので、やはりこういう点検業務に関わる体制も必要だと思います。また、蓄積やより高度な専門知識も必要な部門です。対象物の増加により、予防課の体制強化を重ねてお願いします。また、今各消防署の予防課と出張所の所長さんを兼務でやっていますが、今後のことも見越してこのような兼務体制でいいのかどうなのかということの再検討の必要があるということを示し添えます。続けて3番目ですけど、第8次の計画時、策定時にはなかった新たな事案、事象をどのように職員計画に位置付けられますか。お願いします。

◎議長（山田達郎）

答弁、竹内事務局長

○事務局長（竹内勇治）

事務局長、竹内。令和3年6月の地方公務員法の改正により、令和5年度から令和13年度まで定年年齢が段階的に2年に1歳ずつ65歳まで引き上げられます。定年年齢の引上げは、尾三消防組合消防力整備計画第8次策定時には、想定されておらず、新たに対応すべき事象となります。現在は、退職者等による欠員数を新規採用職員数で補充することとしておりますが、その方式では段階的に定年年齢が引上げられる令和13年度までの間は、隔年でしか新規職員の採用ができなくなるおそれがあり、将来、職員の年齢構成にかたよりが生じる可能性があります。

将来にわたり消防力の維持、向上をしていくため、年齢構成の均等化を図るうえでも、継続的な新規採用職員の確保が必要であると考えておりますので、新たな制度に対応する定員適正化計画の策定に向けて、構成市町と協議をしておるところでございます。以上です。

◎議長（山田達郎）

12番ごとうみき議員

◇議員（ごとうみき）

是非、この定年年齢が引き上げる段階においても、毎年の新規採用をしていただきますよう私の方からも強く申し上げます。その視点で構成市町と協議をし、実質的に

毎年度きちんと新たな消防職員さんが雇用できる体制を作ってください。

最後4点目ですけれど、それでは2023年度、職員の体制は強化されるでしょうか。

◎議長（山田達郎）

答弁、竹内事務局長

○事務局長（竹内勇治）

事務局長、竹内。令和5年度につきましては、第1次定員適正化計画の最終年度にあたるので、計画に基づき、管内で勤務する職員数を332名とした消防力で対応するため、増員予定はございません。以上です。

◎議長（山田達郎）

12番ごとうみき議員

◇議員（ごとうみき）

私は必要だと思います。長引くコロナ禍の中で、現行職員数で増員がないということは、一人ひとりの職員さんに今以上の負担がかかることとなります。先ほど、わたなべ議員の質問からも明らかになったように、第8波の影響も今すごく出ていると思います。そして、実際に1年間で100名以上の職員さんが、この尾三消防でもコロナに罹っています。ホームページで確認しますと昨日の段階で104名というふうになっていましたが、コロナに実際にかかっています。療養中のやりくりをして、本当になんとか乗り切っているという厳しい現状を、私が資料を見る限りでも感じますので現場の皆さんの疲弊感はより大変なものがあると思います。ぜひ、体制強化をお願いいたします。

また、第8次中間見直しの中にも職員の惨事ストレス対策のために体制整備として、人的資源の確保が求められているというふうに書かれています。これは将来のことではなく、現状と課題の部分での明記です。しっかりと今の現状に私は向き合っていたきたいと思います。また、今回の質問で尾三管内における消防需要が今後増えていくということが明らかになりました。消防は、予算面の効率化では計り知れないものがあります。住民の命、財産を守る役割を担っていただいています。必要性に応じた十分な体制強化をしていただきますよう求めまして、私の質問といたします。ありがとうございます。

◎議長（山田達郎）

以上で、一般質問を終わります。

日程第6、議案第17号尾三消防組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。議案の説明を求めます。水野総務課長。

○総務課長（水野徳泰）

総務課長、水野。議案第 17 号尾三消防組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてです。この案を提出いたしますのは、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、改正する必要があるためです。

この条例の施行日は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、附則第 11 条の令和 6 年 3 月 31 日までの間の情報提供、意思確認をするよう努める職員の年齢についての規定は公布の日から施行するものとします。議案第 17 号の説明は以上です。

◎議長（山田達郎）

ありがとうございました。

これより議案第 17 号に対する質疑を行います。通告により発言を許します。9 番わたなべさつ子議員。

◇議員（わたなべさつ子）

では私から質問をいたします。尾三消防組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について、条例改正と将来を見据えた消防体制について質問をいたします。

国家公務員の定年引上げに向けた取り組み指針、令和 4 年 3 月 25 日人事管理運営協議会決定の基本的な考え方には、少子化高齢化が進み、生産年齢人口が減少する我が国においては、社会全体として働く意欲のある高齢者に社会を支えていただくことが重要になっている。シニア職員の職務の検討等としてシニア職員の具体的な職務付与や若年層等の職員との職務分担、人事運用の見直し等の検討を着実にを行う。合わせて、定年前再任用短時間勤務制を活用することにより、意欲と能力があるシニア職員の知識等を最大限にいかせるよう、短時間勤務の特性等を踏まえた具体的な職務内容の検討を行うとしています。また、定年引上げ期間中の雇用と年金の接続も記している。

そこで以下のことをお尋ねします。尾三消防は尾三消防組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の対応について。(1)尾三消防は当該職員への事前対応をどのように行いますか。(2)尾三消防は定年前再任用短時間勤務選択者の業務内容をどのように考えていますか。お答えください、お願いします。

◎議長（山田達郎）

答弁、水野総務課長

○総務課長（水野徳泰）

1 点目の当該職員への事前対応につきましては、改正条例の施行により、該当する職員が 60 歳に達する年度の前年度に情報提供が義務付けられ、また、意思確認に努めることとなりますので、当組合では、任用、給与、退職手当など 60 歳以後の働き方を選択するうえで必要となる情報を提供するとともに、どのような働き方を希望す

るのかという職員の意思を確認してまいります。これにより職員は、国の指針のとおり公的年金支給開始年齢に達するまでの間、勤務することが可能となり、雇用と年金を接続することができます。

2点目の定年前再任用短時間勤務職員の業務内容については、指令業務や消防・救急訓練指導のほか、立入検査をはじめとする予防業務など、現行の再任用職員と同様の業務を基本として考えております。しかしながら、定年引上げによるそれぞれの勤務形態を選択する職員数が不確定でありますので、当該職員数に応じて、その配置及び業務について検討をしてまいります。以上です。

◎議長（山田達郎）

以上で議案に対する質疑を終わります。

これより討論に入ります。議案第17号に対する反対討論の発言を許します。

次に、賛成討論の発言を許します。12番ごとうみき議員。

◇議員（ごとうみき）

賛成の立場で討論いたします。この条例改正により、定年年齢が60歳から65歳に引き上げとなります。豊富な知識、技能、経験等を発揮していただけることを期待します。また、65歳の年金支給時まで正規の雇用が継続されるので60歳以上の方の現行の再任用職員よりは、処遇改善につながると考えます。同時に、懸念することは、現在の退職者等による欠員を新規採用で補充していますが、2年ごとに定年を1歳ずつ引きあげるため、段階的に定年が引き上がられる令和13年度までは隔年でしか新規職員の採用ができなくなる恐れがあることです。

先ほど、一般質問の答弁で年齢構成の均等化を図る上でも、継続的な新規採用の確保が必要であるとの考えが示されました。定年延長となったとしても消防業務の特殊性から毎年の新規採用を行なってください。このことを強く申し上げます。

そして、国会での法改正にあたり、衆参両院での付帯決議にもこのことが書かれています。必要な新規採用の継続は示されていますので、ぜひ、この内容に沿った運営となりますようお願いいたします。

消防業務は、お一人お一人の健康、体力面が他の一般事務よりも比重が高く、その一人お一人の総合力で成り立ち、私たちの安心安全を守っていただいているものと思います。より一層の職場環境の充実、そして、なにとぞご無理の無いよう、健康、体調に留意し、ご活躍されますことを期待いたしまして討論といたします。

◎議長（山田達郎）

反対討論を許します。

賛成討論を許します。

これをもって、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。議案第17号尾三消防組合職員の定年等に関する条例

の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

○各議員
(起立全員)

◎議長 (山田達郎)
起立全員であります。
よって、議案第 17 号は原案のとおり可決されました。

◎議長 (山田達郎)
日程第 7、議案第 18 号尾三消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。議案の説明を求めます。水野総務課長。

○総務課長 (水野徳泰)
総務課長、水野。議案第 18 号尾三消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてです。この案を提出するのは、国の一般職の職員の給与に関する法律の一部改正及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、改正する必要があるためです。第 1 条部分で、令和 4 年度人事院勧告に基づく対応を、第 2 条で地方公務員法の改正に基づく対応を行っております。

施行期日について、公布の日から施行することとし、第 1 条部分の、俸給表の規定にあつては、令和 4 年 4 月 1 日からの遡及適用とし、第 2 条部分の地方公務員法改正に伴う改正については、令和 5 年 4 月 1 日からの適用となっております。議案第 18 号の説明は以上です。

◎議長 (山田達郎)
ありがとうございました。議案第 18 号につきましては、質疑の通告がございませんでしたので、これより討論に入ります。

議案第 18 号に対する反対討論の発言を許します。

次に、賛成討論の発言を許します。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。議案第 18 号尾三消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

○各議員
(起立全員)

◎議長 (山田達郎)
起立全員であります。

よって、議案第 18 号は原案のとおり可決されました。

◎議長（山田達郎）

日程第 8、議案第 19 号尾三消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。議案の説明を求めます。水野総務課長。

○総務課長（水野徳泰）

総務課長、水野。議案第 19 号尾三消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてです。この案を提出するのは、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、改正する必要があるためです。

施行日は令和 5 年 4 月 1 日としております。議案第 19 号の説明は以上です。

◎議長（山田達郎）

ありがとうございました。議案第 19 号につきましては、質疑の通告がございませんでしたので、これより討論に入ります。

議案第 19 号に対する反対討論の発言を許します。

賛成討論の発言を許します。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。議案第 19 号尾三消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

○各議員

（起立全員）

◎議長（山田達郎）

起立全員であります。

よって、議案第 19 号は原案のとおり可決されました。

◎議長（山田達郎）

日程第 9、議案第 20 号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。議案の説明を求めます。水野総務課長。

○総務課長（水野徳泰）

総務課長、水野。議案第 20 号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてです。この案を提出するのは、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の一部改正及び廃止する必要があるため

す。この条例では、地方公務員法改正に伴い、参照条文や字句の整理など軽微な改正について、5つの条例の一部改正と1つの条例の廃止を一括して行う条例になります。施行日は、令和5年4月1日です。議案第20号の説明は以上です。

◎議長（山田達郎）

ありがとうございました。議案第20号につきましては、質疑の通告がございませんでしたので、これより討論に入ります。

議案第20号に対する反対討論の発言を許します。

次に、賛成討論の発言を許します。これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。議案第20号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

○各議員
（起立全員）

◎議長（山田達郎）

起立全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議長（山田達郎）

日程第10 議案第21号令和4年度尾三消防組合一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。議案の説明を求めます。水野総務課長。

○総務課長（水野徳泰）

総務課長、水野。議案第21号令和4年度尾三消防組合一般会計補正予算（第3号）についてです。この補正予算は、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ1,487万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ39億9,037万1,000円とするものです。歳入は財政調整基金からの繰入による増額のほか、諸収入の減額、歳出は人事院勧告による給与改定及び12月勤勉手当支給率変更に伴う増額のほか、指令機器の故障増加による、修繕料の不足に伴う増額が主なものとなっております。議案第21号の説明は以上です。

◎議長（山田達郎）

ありがとうございました。議案第21号につきましては、質疑の通告がございませんでしたので、これより討論に入ります。

議案第21号に対する反対討論の発言を許します。

次に、賛成討論の発言を許します。これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。議案第 21 号令和 4 年度尾三消防組合一般会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

○各議員
（起立全員）

◎議長（山田達郎）
起立全員であります。よって、議案第 21 号は原案のとおり可決されました。

◎議長（山田達郎）
これをもちまして、定例会に付されました議案の審議は、すべて終了いたしました。お諮りいたします。今議会において、議決されました議案の条項・字句・数字・その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○各議員
（異議なし）

◎議長（山田達郎）
異議なしと認めます。よって、条項・字句・数字・その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに決定しました。日程第 11 管理者あいさつをお願いします。小山祐管理者。

○管理者（小山祐）
閉会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。先ほどは、上程いたしました議案につきまして、原案どおり議決をいただき、厚くお礼申し上げます。今後も引き続き、より一層のご指導を賜りますようお願いいたします。

さて、これから寒さも一段と厳しさを増してまいります。議員各位におかれましては、健康管理にご留意いただき、ますますご活躍されますよう祈念申し上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

◎議長（山田達郎）
閉会にあたり、私からもごあいさつを申し上げます。本議会に提出されました議案を慎重にご審議いただき、適切な議決をされたことに対しまして、厚くお礼申し上げます。小山管理者をはじめ当局の皆さまには、議決しました議案の適切な執行をお願いいたします。

さて、議員各位におかれましては、冬本番の寒い時期を迎えます。くれぐれもお体をご自愛いただき、より良き新年を迎えられることをご祈念申し上げます。また、当

組合の消防行政推進にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。

これをもちまして、令和4年12月尾三消防組合議会定例会を閉会いたします。本日はありがとうございました。

(午後2時41分閉会)

上記議事録が正確であることを署名する。

令和4年12月27日

議長

山田 達郎

議事録署名者

若園 ひでこ

議事録署名者

山下 茂